

雇児福発 0930 第 8 号
平成 26 年 9 月 30 日
一部改正 雇児福発 0331 第 4 号
平成 28 年 3 月 31 日
一部改正 雇児福発 0329 第 6 号
平成 29 年 3 月 29 日
一部改正 子家発 0517 第 1 号
令和元年 5 月 17 日
一部改正 子家発 0329 第 2 号
令和 3 年 3 月 29 日
一部改正 子家発 0706 第 1 号
令和 3 年 7 月 6 日
一部改正 子家発 0830 第 1 号
令和 4 年 8 月 30 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の
円滑な運営について

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業については、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」（平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、事業の実施に当たっては、下記の事項に留意のうえ、事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、本通知は平成26年10月1日より適用することとし、各都道府県知事におかれては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対して、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

また、本通知の施行に伴い、平成25年5月16日雇児福発0516第1号本職通知「母子家庭等自立支援給付金事業の円滑な運営について」は廃止する。

記

第1 自立支援教育訓練給付金事業の実施について

1 自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書（以下「対象講座指定申請書」という。）の審査に係る留意事項について

(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）または特定一般教育訓練に係る特定一般教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）もしくは専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の受給資格のある者は、給付額が変わってくるので、対象講座指定申請書に記載された「雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格の有無」を確認すること。

(2) 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）は、原則として、過去に訓練給付金を受給したことがある者については支給しないものであることから、対象講座指定申請書に記載された過去の訓練給付金の受給の有無に係る記載について確認すること。

(3) 対象講座指定申請書に記載された講座の受講開始日及び受講期間については、教育訓練施設に確認すること。

なお、雇用保険制度の教育訓練給付の対象講座の指定については、4月1日及び10月1日の年2回行われていることから、4月1日及び10月1日直後に講座を指定する場合は、留意すること。

(4) 受給要件の審査に際しては、局長通知の7に基づいて、事前相談を実施し、受講の必要性について十分把握することとされているが、対象講座の指定後においても、所得水準が変動する場合等があるため、その点も十分留意して相談に当たり、丁寧な説明を心がけること。

2 支給額算定の留意事項

訓練給付金の支給額は、支給対象者が対象教育訓練の受講のために本人が支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）に基づき算定することとなるが、この算定については、次の事項に留意して行うこと。

- (1) 教育訓練経費の対象は、教育訓練施設の長が証明する教育訓練施設に対して支払われた入学料（対象教育訓練の受講の開始に際し、当該教育訓練施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税とすること。
- (2) 教育訓練経費の対象除外経費は、次の経費とすること。
 - ア その他の検定試験の受講料
 - イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - ウ 教育訓練の補講費
 - エ 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - オ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
 - カ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等
- (3) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。
- (4) 教育訓練に係る入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として教育訓練施設の長が証明する額を対象とすること。
- (5) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、教育訓練経費に該当しないこと。
- (6) 訓練給付金の支給を受けようとする者が、支給申請時点で教育訓練施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。
- (7) 雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の受給資格のある者については、教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給することになるので、自立支援教育訓練給付金支給申請書の教育訓練給付金の受給額及びそれを確認する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」を確認すること。
- (8) 教育訓練給付金の受給資格があるにもかかわらず、申請していない者には、まず本人の住所を所管するハローワークに支給申請手続きを行う必要があるため、対象者には申請手続きの案内を行うこと。

ハローワークへの支給申請手続きにあたっては、在職中である等のやむを得ない理由がある場合には郵送による申請も可能であるため、窓口で雇用保険の教育訓練給付金支給申請書をあらかじめ用意しておき、該当者はそれに記載し、本人が郵送でハローワークに送るなどの方法を行うことにより、本人の負担をできるだけ軽減するように努めること。

申請書の記載や必要書類については、厚生労働省のホームページに教育訓練給付金の案内が掲載されているので、それを活用されたい。

(9) 自立支援教育訓練給付金支給申請書の申請にあたっては、対象講座指定時と比べ、教育訓練期間や児童扶養手当の受給状況等が、特段、変化がない場合、郵送による申請を可能とするなど、本人の負担をできるだけ軽減するように努めること。

3 教育訓練の受講開始日及び受講修了日について

(1) 受講開始日

受講開始日は、通学制の場合は対象教育訓練の所定開講日（必ずしも本人の出席第1日目とは限らない）、通信制（通信制に準ずるものを含む。）教育訓練の場合は受講申込み後始めて教育訓練施設が教材の発送等を行った日であって、いずれも教育訓練施設の長が証明する日とすること。

(2) 受講修了日

受講修了日は、教育訓練施設の長が、受講者の受講実績等修了認定基準に基づいて受講者の教育訓練修了を証明する日とすること。

4 教育訓練修了証明書及び教育訓練経費に係る領収書について

(1) 教育訓練修了証明書

教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定した場合に発行されるものとする。

なお、記載事項について訂正のある場合、教育訓練施設の長の訂正印のないものは無効とする。

(2) 教育訓練に係る領収書

教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書とする。

なお、受講者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）とすること。

(3) 領収書（又はクレジット契約証明書）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

- ア 「教育訓練施設の名称」
- イ 「受講者（支払者）氏名」
- ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」
- エ 「領収日（又はクレジット契約日）」
- オ 「領収印」

(4) 領収書（又はクレジット契約証明書）の確認にあたっては、発行の対象となった対象教育訓練と領収額の根拠を特定する必要があることから次の事項が付記されていることを確認すること。

- ア 「教育訓練講座名」

イ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」

- (5) 領収書に訂正のある場合、教育訓練施設の訂正印のないものは無効であること。
- (6) 教育訓練経費に係る領収書については、確認後、原則として本人に返却すること。但し、必要に応じて本人了承の上で写しを取っておくこと。

5 自立支援教育訓練給付金への公課禁止について

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条の 4 の規定により、平成 26 年 10 月 1 日以降に受講を修了し、支給を受けた自立支援教育訓練給付金については、非課税となることから、その取り扱いに留意すること。

第 2 高等職業訓練促進給付金等事業の実施について

1 支給に係る留意事項について

- (1) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第 24 条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第 11 条の 2 に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象とならないこと。
- (2) 事前相談の際には、相談者の生活設計等を踏まえ、高等職業訓練促進給付金等事業の利用の可否についての相談のみならず、他の給付制度や一定の要件を備えれば償還免除となる貸付制度等の活用についても説明したうえで、相談者の意思を確認すること。なお、具体的な他制度（対象資格）の例としては、求職者支援制度（保育士及び介護福祉士）や、制度の趣旨は高等職業訓練促進給付金等事業と異なるものではあるが、保育士修学資金貸付事業（保育士）、介護福祉士等修学資金貸付制度（介護福祉士）、地方自治体が独自に実施している看護師等に係る修学資金の貸付（看護師及び准看護師）などが想定される。

また、平成 31 年 4 月より、雇用保険の教育訓練給付制度は、従来の枠組みを引き継いだ一般教育訓練給付金及び平成 26 年 10 月より拡充された専門実践教育訓練給付金並びに速やかな再就職や早期のキャリア形成に資するための特定一般教育訓練給付金の 3 本立てとされ、専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に 45 歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、雇用保険法の（昭和 49 年法律第 116 号）及び雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の規定による教育訓練支援給付金（以下「教育訓練支援給付金」という。）が支給されることとなった。

事前相談においては、この旨を伝えるとともに、以下の点について伝えること。

- ① 教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給は可能であること。
- ② 教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。
- ③ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかを選択できること。

なお、高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には、教育訓練支援給付金等の支給内容を「教育訓練給付金（雇用保険法施行規則第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格通知」によって確認するなど必要な審査を行うこと。

さらに、平成28年1月20日以降に、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者が養成機関に入学する場合、また、高等職業訓練促進給付金の給付を受ける者が養成機関を卒業する場合には、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の貸付を受けることが可能となった。このため、事前相談においては、この旨を伝えるとともに、以下の点についても、伝えること。

- ① 養成機関への入学金や教科書代、教材費に対する給付が含まれる一般教育訓練給付金や専門実践教育訓練給付金等を受給する者及び自立支援教育訓練給付金を受給する者は、当該貸付金（入学準備金）の貸付対象とはならないこと。保育士修学資金貸付事業（保育士）、介護福祉士等修学資金貸付制度（介護福祉士等）を受ける者は、当該貸付金の貸付対象とはならないこと。
- ② これら当該貸付金と同時に利用できない給付金等を受けた場合、当該貸付金を返還が求められること。
- (3) 過去に高等職業訓練促進給付金の給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。
- (4) 都道府県等は高等職業訓練促進給付金の支給を受けている対象者並びに支給期間の上限を超えて修業を継続している者の在籍、単位の修得、進級、修了、資格取得、就職等の状況の把握に努めること。
- (5) 夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外により、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月がある場合は、当該月については支給しないこと。ただし、高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときの取扱いについては、(6)によること。
- (6) 高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときの取扱いについては、次のとおりとすること。

ア 高等職業訓練促進給付金の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月（休学を始めた日が月の初日の場合は、その日の属する月）から、復学の日の属する月の前月（復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月）までの間につき、高等職業訓練促進給付金を支給しないこと。

イ 休学した者が復学した場合には、受給資格等の支給要件を確認の上、高等職業訓練促進給付金の支給を再開することができる。この場合において、休学により高等職業訓練促進給付金を支給しなかった期間は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 28 条第 4 項の規定に定める「修業する期間」に含めないものとする。

(7) 修業形態については、原則として通学制若しくはオンライン学習（※）によるもの又はこれらの組み合わせによることとする。また、インターネット環境を利用した修業形態の中でも e-ラーニング等の、講座を録画した映像等を利用した学習方法を含む通信制の講座の取扱いについては、修学する機会の確保に当たって特にやむを得ない場合に認めるものとする。

なお、制度の運用に当たっては、離職するリスクを負うことができないひとり親や、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難なひとり親の生活実態に応じ、より柔軟な形態の修学の機会が確保できるよう配慮すること。

※インターネット環境を利用する修業形態で、同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、自宅を含む、講座を行う教室等以外の場所において履修させるもの。

(注) なお、上記を前提として補足的に訓練の一部に e-ラーニングを組み込むことは差し支えない。

(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条の 4 の規定により、平成 26 年 10 月分からの高等職業訓練促進給付金については、非課税となることから、その取り扱いに留意すること。

なお、高等職業訓練修了支援給付金については、課税されることに留意すること。

(9) 令和 3 年 4 月 1 日から、資格取得のために 4 年課程の履修が必要となる者等を対象に、高等職業訓練促進給付金の支給期間を 48 月とした。資格取得のために 4 年課程の履修が必要となる者は、次のとおりとすること。

ア 資格取得のために 4 年以上の課程で修業する者

イ 准看護師養成機関を修了する者が看護師の資格を取得する場合や、看護師養成機関を修了する者が保健師の資格を取得する場合など、引き続き養成機関で修業して資格取得を目指す者

2 周知、広報に係る留意事項

養成機関は毎年4月に開講することが多いことから、事前に養成機関に必要な情報提供を行うこと。また、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金については、一定の要件を満たせば返還が免除されるものであり、高等職業訓練促進給付金と併せて利用することで、ひとり親家庭の修業をより一層容易なものとし、ひとり親家庭の資格取得を促進するものであることから、積極的に周知を行うこと。

3 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施に伴う当該貸付事業の実施主体との協力について

(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業については、貸付事業の実施主体と高等職業訓練促進給付金等事業の実施主体である自治体との連携により、効果的にひとり親家庭への就業支援が実施できるものであるから、貸付事業の実施主体と協力すること。

(2) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金については、養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間従事した場合には、貸付金の返還が免除されるものである。高等職業訓練促進給付金の支給を受けて資格を取得し、就職したひとり親が継続的に業務に従事できるよう、高等職業訓練促進給付金の支給が終了した後も、母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談関係職員は、必要に応じて、就業継続支援を行うこと。

高等職業訓練促進給付金の効果とは、給付金の支給を受けたひとり親が就業を継続し、自立した状態を維持できるかに依るものであるため、積極的に就業継続支援を行うこととされたい。

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業については、貸付対象を高等職業訓練促進資金の支給を受ける者としている。このため、本給付金の支給決定通知が当該貸付金の貸付対象と認定するために必要となることから、支給決定通知を速やかに発行するよう努めること。